

紋別市の老人医療費と 老人医療制度



老人保健の対象者は
 ・75歳以上の方
 ・(昭和7年9月30日以前に
 生まれた方を含む)
 ・65歳以上の方で一定の障害
 のある方

紋別市の老人医療費
 老人保健対象者の医療費をお知らせします。
 平成16年度は紋別市全体で約34億8百万円、1人当りの医療費は87万6千円でした。
 老人医療費は年々増加傾向にあり、とくに入院の費用が毎年、大きく増えています。これは高額な治療費がかかる病気や、入院が長期にわたる慢性的な病気が増えているためです。
 老人医療費はみなさんの保険料や税金でまかなわれています。日頃から健康づくりを心がけ、丈夫で元気な毎日を通し、老人医療費を大切に使いましょう。

紋別市の老人医療費

	入院	入院外	歯科	その他	合計
平成14年度	1,571,190千円	923,264千円	106,796千円	595,775千円	3,197,025千円
平成15年度	1,741,964千円	921,894千円	92,529千円	600,259千円	3,356,646千円
平成16年度	1,813,408千円	905,014千円	86,602千円	602,913千円	3,407,937千円

※掲載している医療費は、みなさんが医療機関に支払った一部負担金と、市や国と並、健康保険の負担金をあわせた実際にかった医療費です。
 ※その他には調剤、訪問看護費、入院時の食事代等が含まれます。

1人当りの医療費

入院件数・日数

	1人当り医療費	平均受給者数	入院件数・日数		
			件数	日数	一日当り医療費
平成14年度	776,920円	4,115人	4,254件	86,995日	18,061円
平成15年度	832,089円	4,034人	4,538件	92,883日	18,754円
平成16年度	876,076円	3,890人	4,536件	91,723日	19,770円

医療費を節約するためには

1. 重複受診をやめましょう
ひとつの病気で複数のお医者さんにかかると同じ検査や、同じ薬をもらうことによって医療費が多くなってしまうので、かかりつけのお医者さんを持ちましょう
2. かかりつけのお医者さん
自分の体調をよく知っている、信頼できるお医者さんを決めましょう。
3. 健康診断を受けましょう
定期的に健診をうけ、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。

**老人保健受給者の方の
病院にかかるときの自己
負担と高額医療費の支給**
 老人保健の医療受給者証をお持ちの方が病院にかかったときに支払う金額(一部負担金)は、入院・外来とも、かかった医療費の1割です。(一定以上の所得のある方は2割です。)



1か月の自己負担限度額

	負担区分	外 来	入院＋外来
住民税課税世帯の方～	一 般	12,000円	40,200円
住民税非課税(世帯全員)の方～	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税で控除後の所得が0円の方	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円
70歳以上の方と老人医療受給者の方の課税所得がそれぞれ145万円以上ある方～(注1)	一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円 +医療費の1%(注2)

(注1) ただし収入額で2人以上の場合あわせて621万円未満、1人の場合484万円未満の場合は申請すると一般と同じ1割負担になります。

(注2) 全体の医療費から361,500円を引いた額の1%

■入院したときの減額証の申請について

同じ病院に入院している場合、1か月の自己負担限度額以上の負担金を病院に支払う必要はありません。ただし、低所得Ⅱ・低所得Ⅰに該当する方は、入院するさい市役所への申請が必要になります。申請により減額証を発行しますので、一部負担金の減額が受けられます。

申請に必要なもの
印鑑・健康保険証・老人保健医療受給者証

■高額医療費の申請について

1か月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合は、市役所へ高額医療費の申請してください。(該当する方には後日、市役所から案内が届きますので、手続きを忘れずに。)

一度、申請すると2回目以降の申請手続きは必要ありません。自動的に支給されます。申請に必要なもの
印鑑・健康保険証・老人保健医療受給者証・振込先の預金通帳(郵便局以外)

昭和14年7月31日以前に生まれた方から69歳までの医療費助成制度(遺老)

昭和14年7月31日以前に生まれた方(平成17年7月31日現在で66歳)から69歳までの方で、ひとり暮らしや夫婦で暮している方の医療費の一部を助成する制度です。

■対象となる方

原則として18歳以上の子がいない方で、次のいずれかに該当する方です。

1. ひとり暮らし世帯(ひとり暮らしが6か月以上の方)
2. 老人夫婦世帯(もう一方の配偶者が60歳以上であること)
3. 老人と児童(18歳未満)の世帯
4. 18歳以上の子がいる場合でも、特例の子に該当する場合は対象となります。
5. 本人・配偶者・特例の子それぞれの所得が一定以下の方

■助成の範囲

医療機関を受診するときの自己負担が全体の医療費の1割(所得により2割)になります。

自己負担の基準は老人保健と同じですので、老人保健の自己負担の欄を参照してください。

■申請方法(事前にお問い合わせください。)

自分が該当になるかわからない方は係までお問合せください。

申請には所得証明書、戸籍簿本等が必要になりますので事前にお問合せください。

■現在、受給者証をお持ちの方の更新手続きについて
すでに遺老の受給者証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっています。現在、更新の手続きを行なっていますので、お忘れのないように。

問い合わせ先

市民課 医療給付係

☎④2111内線321・467番

